

第3部第7章 ワクチン（準備期）

第7章 ワクチン

第1節 準備期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市内経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等に対応したワクチンの供給を受け、円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。

また、ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、市は、国、県、医療機関、事業者等とともに、必要な準備を行う。

2 所要の対応

(1) ワクチンの研究開発に係る人材の育成及び活用【保健医療部】

大学等の研究機関と連携し、ワクチンの研究開発の担い手の確保を推進するため、市は、大学等の研究機関を支援する。また、市は、感染症の基礎研究から治験等臨床研究の領域において育成した人材について、キャリア形成の支援等を通じて積極的に活用することにより、研究を推進する医療機関や研究機関等との連携ネットワークに参画する感染症指定医療機関等における研究開発の実施体制の強化を支援する。

(2) ワクチンの接種に必要な資材【保健医療部】

市は、ワクチンの接種に必要なとなる注射針やシリンジ等の資材について、市内在庫の量及び新型インフルエンザ等の発生時に確保可能な数量の見込みを把握する。また、次の表1を参考に、平時から予防接種に必要なとなる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

表1 予防接種に必要なとなる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿	<input type="checkbox"/> マスク
<input type="checkbox"/> トレイ	<input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L）
<input type="checkbox"/> 体温計	<input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子
<input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器	<input type="checkbox"/> 膿盆
<input type="checkbox"/> 手指消毒剤	<input type="checkbox"/> 聴診器
<input type="checkbox"/> 救急用品	<input type="checkbox"/> ペンライト
接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒）

品を次に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、 抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド 剤等の薬液	<input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

(3) ワクチンの供給体制【保健医療部】

ア 市は、県及び関係団体等と協議の上、ワクチンの円滑な流通を可能とするため、次の（ア）から（ウ）までの体制を構築する。

（ア）管内の卸売販売業者及び医療機関等の在庫状況等を迅速に把握することが可能な体制

（イ）ワクチンの供給の偏在があった場合の卸売販売業者の在庫に係る融通方法

（ウ）県との連携の方法及び役割分担

イ 市は、実際にワクチンを供給するに当たっては、市内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、市内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

(4) 登録事業者の登録に係る周知【保健医療部】

市は、県と協力し、国が作成した特定接種⁷²に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続等を示す登録実施要領に基づき、事業者に対して、登録作業に係る周知を行う。

⁷² 特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するために行うものであり、国がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。特定接種の対象となり得る者は、

①医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員である。

（5）接種体制の構築【保健医療部】

市は、郡市医師会等や市薬剤師会等の医療関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

ア 特定接種【保健医療部】

（ア）新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市町村の地方公務員については、当該地方公務員の所属する市町村を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。

このため、市は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

（イ）特定接種の対象となり得る市職員については、その対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。

（ウ）特定接種を事業者において実施する方法としては、企業内診療所での接種、外部の医療機関からの診療による接種が考えられる。企業内診療所の開設について新たに許可が必要な場合には、市は迅速に対応する。

イ 住民接種【保健医療部】

市は、国が整理した住民接種の接種順位の基本的な考え方を踏まえ、平時から次の（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

（ア）市は、国等の協力を得ながら、市の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る⁷³。なお、体制の構築に当たっては、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン⁷⁴（以下「政府ガイドライン」という。）で示される次のaからdまでに掲げる事項について留意する。

a 市町村は、住民接種については、厚生労働省及び都道府県の協力を得ながら、希望する国民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、次に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、地域の医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。

⁷³ 予防接種法第6条第3項

⁷⁴ 予防接種（ワクチン）に関するガイドライン p. 19-p. 20

第3部第7章 ワクチン（準備期）

- (a) 接種対象者数
 - (b) 地方公共団体の人員体制の確保
 - (c) 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
 - (d) 接種場所の確保（医療機関、保健所、保健センター、学校等）及び運営方法の策定
 - (e) 接種に必要な資材等の確保
 - (f) 国、都道府県及び市町村間や、地域の医師会等の関係団体への連絡体制の構築
 - (g) 接種に関する住民への周知方法の策定
- b 市町村は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うこと。また、高齢者施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市町村又は都道府県の介護保険部局、障害保健福祉部局と衛生部局等が連携し、これらの者への接種体制を検討すること。

表2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	
乳児保護者※	人口統計（1歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計（6歳-18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A - (B + C + D + E1 + E2 + F + G) = H$

※ 乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

- c 市町村は、医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種個別接種）や

第3部第7章 ワクチン（準備期）

会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定すること。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、市町村は、地域の医師会等の協力を得てその確保を図るべきであり、個別接種、集団的接種いずれの場合も、地域の医師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得ることが望ましい。

d 市町村は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討すること。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮すること。なお、医師及び看護師の配置については自らが直接運営するほか、地域の医師会等と委託契約を締結し、当該地域の医師会等が運営を行うことも可能である。

(イ) 市は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市町村以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。

(ウ) 市は、国の技術的な支援を受け、速やかに接種できるよう、郡市医師会等や市薬剤師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

(6) 情報提供・共有【保健医療部、総務部】

市は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報についてホームページ、SNS、安心ほっとメール等を通じて情報提供・共有を行い、市民等の理解促進を図る。

(7) DXの推進【保健医療部、総務部】

ア 市は、市が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行

第3部第7章 ワクチン（準備期）

う。

イ 市は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。

ウ 市は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を国民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。

第3部第7章 ワクチン（初動期）

第2節 初動期

1 目的

準備期に計画した接種体制等を活用し、国が確保するワクチンを、効果的に市民に接種できる体制を準備する。

2 所要の対応

(1) ワクチンの接種に必要な資材

ア ワクチンの接種に必要な資材の数量の調査【保健医療部】

市は、注射針やシリンジ等のワクチンの接種に必要な資材について、市内における事業者に対して、市内在庫の量や今後確保可能な数量の見込みについて調査する。

イ ワクチンの接種に必要な資材の確保【保健医療部】

市は、注射針やシリンジ等のワクチンの接種に必要な資材について、国及び県と連携し、接種に必要な量を確保する。また、市は、前節2（2）の表1を参考に、必要と判断した資材について適切に確保する。

(2) 接種体制

ア 接種体制の準備【保健医療部】

市は、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の特性やその際の医療提供体制や市民生活や社会経済活動の状況を踏まえ、特定接種又は住民接種の実施を見据え、国が整理する接種の優先順位の考え方をもとに、接種体制等の必要な準備を行う。

イ 接種体制の構築【保健医療部】

市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等接種体制の構築を行う。

(ア) 特定接種【保健医療部】

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する市は、国及び県と連携し、郡市医師会等や市薬剤師会の協力を得て、その確保を図る。また、市は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて郡市医師会等や市薬剤師会の調整が得られるよう必要な支援を行う。

(イ) 住民接種【保健医療部、総務部】

a 市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。

第3部第7章 ワクチン（初動期）

- b 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、市は、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。
- c 市は、予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。
- d 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は郡市医師会等や市薬剤師会の協力を得て、その確保を図る。
- e 市は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、郡市医師会等、市薬剤師会、近隣の市町村、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、市保健所・保健センター、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。なお、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、次の（a）から（b）までに掲げる事項に留意する。
 - （a）市は、当該臨時の接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。
 - （b）医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要である。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定すること。なお、具体的な医療従事者等の数の例としては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師又は看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等1名を1チームとすることや接種後の状態観察を担当する者を1名おくこと（接種後の状態観察を担当する者は可能であれば看護師等の医療従事者が望ましい。）、その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票

第3部第7章 ワクチン（初動期）

確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当することなどが考えられる。

- f 市は、高齢者施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市又は県の介護保険部局等、郡市医師会等、市薬剤師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。
- g 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、例えば、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、市は、薬剤購入等に関してはあらかじめ郡市医師会等や市薬剤師会と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、県、群馬県医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保する。アルコール綿、医療廃棄物容器等については、市が事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、市が準備するほかに郡市医師会等や市薬剤師会から一定程度持参してもらう等、あらかじめ協議が必要な場合は、事前に検討を行う。また、市が独自で調達する場合においても、あらかじめその方法を関係機関と協議する必要があるが、少なくとも取引のある医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備を進める。具体的に必要物品については、前節（2）の表1を参考に、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要と判断した資材の必要数等を検討する。
- h 市は、感染性産業廃棄物が運搬されるまでの保管場所について、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じる。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守する。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についてよく相談する。
- i 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、市は、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保につい

第3部第7章 ワクチン（初動期）

では、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行う。

第3部第7章 ワクチン（対応期）

第3節 対応期

1 目的

確保したワクチンを円滑に流通させ、構築した接種体制に基づき迅速に接種できるようにする。また、ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集を行うとともに、健康被害救済手続きが迅速に進められるよう、関係機関と連携する。

あらかじめ準備期に計画した供給体制及び接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

2 所要の対応

(1) ワクチンや接種に必要な資材の供給【保健医療部】

市は、ワクチンや接種に必要な資材の供給量についての計画を策定するとともに、国が一括してワクチン、注射針やシリンジ等の供給を担う場合には、当該ワクチン等が円滑に供給されるよう国の流通管理に協力する。

(2) ワクチン等の流通体制の構築【保健医療部】

市は、県及び事業者と連携し、ワクチン等を円滑に流通できる体制を構築する⁷⁵。

(3) 接種体制【保健医療部】

市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。また、市は、新型インフルエンザ等の流行株が変異し、追加接種を行う場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるように、国及び医療機関等と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。

ア 特定接種【保健医療部】

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、市は、国及び県と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員を対象者に、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

イ 住民接種

(ア) 予防接種体制の構築【保健医療部】

市は、市民全員が速やかに接種を受けられるよう、準備期及び初動期に市において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

⁷⁵ 予防接種法第6条

第3部第7章 ワクチン（対応期）

（イ）接種に関する情報提供・共有【保健医療部】

市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、市民等に対し接種に関する情報提供・共有を行う。

（ウ）接種体制の拡充【保健医療部、福祉部】

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、県又は市の介護保険部局等や郡市医師会等、市薬剤師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

（エ）接種記録の管理【保健医療部】

県及び市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、国が準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

ウ 健康被害救済等

（ア）ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供【保健医療部】

市は、ワクチンの安全性について、最新の科学的知見や海外の動向及び国から提供される予防接種後の副反応疑い報告等で得られる情報を踏まえ、適切な安全対策や市民等への適切な情報提供・共有を行う。

（イ）健康被害に対する速やかな救済【保健医療部】

市は、予防接種の実施により健康被害が生じた可能性がある者が速やかに救済を受けられるように、予防接種健康被害救済制度等、救済制度の周知を徹底するとともに、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行い、迅速に申請できるよう支援する。

エ 情報提供・共有【保健医療部】

（ア）市は、国及び県と連携し、予防接種の意義や制度の仕組み等予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行うとともに、接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、接種時に起こり得る副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法、接種対象者⁷⁶、接種頻度、副反応疑い報告、健康被害救済制度等の予防接種に係る情報について積極的にリスクコミュニケーションを行う。市民等が正しい情報に基づいて接種の判断を行えるよう、科学的に正確でない受け取られ方がなされ得る情報への対応を行う。

（イ）市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告

⁷⁶ 医学的理由等による未接種者等がいることについて留意が必要である。

第3部第7章 ワクチン（対応期）

や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行う。

(ウ) 市は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。

(エ) パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、市は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。